

川崎市上下水道局職員カード等に関する要綱

(平成17年10月31日17川水総職第535号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年水道局規程第15号。以下「規程」という。）第5条の職員証（以下「職員証」という。）及び第5条の2の名札（以下「名札」という。）を一体化した川崎市職員カード（以下「職員カード」という。）等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 上下水道局に常時勤務する職員（臨時的任用職員、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）及び非常勤職員を除く。）
- (2) 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員
- (3) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、特に必要と認めたる者

(貸与等)

第3条 管理者は、職員に対し、本市職員としての身分を明らかにするため、職員カード（第1号様式）を貸与する。

- 2 所属長は、臨時的任用職員及び会計年度任用職員に対し、規程第5条の2の規定に基づく名札（第1号の2様式）を交付する。ただし、任用期間の全部につき第4条第2号又は第3号に掲げる事項に該当する場合その他名札を着用する必要がないと所属長が判断する場合は、この限りでない。

(名札の着用除外)

第4条 規程第5条の2ただし書に規定する「管理者がやむを得ない理由があると認めるとき」とは、次に掲げる場合とする。

(1) 市外に出張するとき。

(2) 職務を執行するに当たり、名札を着用することによって、所属長が、安全管理上危険等があると判断し、管理者に名札着用除外業務申請書(第2号様式)を提出し、名札着用除外業務承認通知書(第3号様式)により承認されたとき。

(3) その他名札の着用を要しないと認めたとき。

(名札の特例)

第5条 第1条の規定にかかわらず、管理者が特に認めるものについては、規程第5条の2で規定する名札とみなす。

2 前項に規定する管理者が特に認めるものは、所属長が事業推進上必要と判断し、管理者に名札特例適用申請書(第4号様式)を提出し、名札特例適用承認通知書(第5号様式)により承認されたものとする。

(更新)

第6条 管理者は、原則として発行の日から10年ごとに職員カードを更新する。

(再交付)

第7条 職員は、職員カードの記載事項に変更があったとき、又は、職員カードを紛失し、若しくは棄損したときは、規程第5条第3項又は第4項に規定する手続により管理者に申請し、再交付を受けなければならない。

2 職員は、その責めに帰すべき事由により、職員カードを紛失し、又は棄損し、再交付を受ける場合は、所定の実費を弁償しなければならない。

3 第3条第2項の規定により名札の交付を受けた臨時的任用職員及び会計年

度任用職員は、名札の記載事項に変更があったとき又は名札を紛失し、若しくは棄損したときは、所属長に申し出て、再交付を受けなければならない。

(返納)

第8条 退職、死亡等の場合は、遅滞なく職員カードを返納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員に対しては、定年退職日前に使用していた職員カードを、当該採用の際に貸与されたものとみなして、引き続き使用させることができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に交付されている名札は、職員カードが交付されるまでの間、この要綱の規定により交付された名札とみなす。

附 則 (平成19年3月30日18川水総職第995号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日21川水総総第2041号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月5日23川上総庶第424号)

この要綱は、平成23年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の要綱第3条の規定により貸与された職員カード（第1号様式）は、この要綱による改正後の職員カード（第1号様式）とみなし、第6条の規定に基づく更新又は第7条第1項の規定に基づく再交付を受けるまで、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

第 1 号様式

(職員証面)

川崎市職員証

写真

職員コード
氏名
生年月日
発行年月日

上記の者は、川崎市職員であることを証明します。
川崎市

縦 5.4 センチメートル
横 8.55 センチメートル
地色 白

(名札面)

川崎市

KAWASAKI CITY

縦 5.4 センチメートル
横 8.55 センチメートル
地色 白と青
表示 中央に職員の氏(黒)、その上部に氏のふりがな

第1号の2様式

(表面)



縦 約5.5センチメートル

横 約8.5センチメートル

地色 白と青(又は白と黒)

表示 中央に職員の氏(黒)、その上部に氏のふりがな

(裏面)

川崎市臨時的任用職員

所属部署
職員コード
氏名
生年月日
任期開始日
任期満了日
発行年月日

川崎市会計年度任用職員

所属部署
職員コード
氏名
生年月日
任期開始日
任期満了日
発行年月日

縦 約5.5センチメートル

横 約8.5センチメートル

地色 白

名札着用除外業務申請書

年 月 日

(宛先) 上下水道事業管理者

所 属 長 名

次の業務について、名札の着用除外を申請します。

着用除外業務	
着用除外とする理由	

第 3 号様式

名札着用除外業務承認通知書

年 月 日

所 属 長 様

上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました件について、次のとおり通知します。

着用除外について	承認する ・ 承認しない
承認しない理由	
備 考	

名札特例適用申請書

年 月 日

(宛先) 上下水道事業管理者

所 属 長 名

別添の様式について、次の事業で推進しているものであり、名札として利用したいため、特例適用を申請します。

実施事業及び内容	
実施期間	
理由	

名札特例適用承認通知書

年 月 日

所 属 長 名 様

上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました件について、次のとおり通知します。

特例適用について	承認する ・ 承認しない
承認しない理由	
備 考	